

令和 7 年 第 1 回

南阿蘇村議会臨時会会議録

令和 7 年 1 月 28 日 召集

南阿蘇村議会

会 期 日 程

令和7年第1回 臨時会

期 日	曜日	区 分	時 間	日 程
1月28日	火	本会議	午前10時	開会宣言 提出議案上程 会議録署名議員の指名 会期の決定 上程議案説明 質 疑 討 論 採 決 閉会宣言

第 1 号

1月28日 (火)

令和7年第1回南阿蘇村議会臨時会 議事日程

令和7年1月28日(火)
午前10時00分 開会
於 南阿蘇村役場 議場

開会宣言

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第1号 南阿蘇村一般職の給与に関する条例等の一部改正について
日程第5 議案第2号 南阿蘇村会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部改正について
日程第6 議案第3号 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算(第6号)について
日程第7 議案第4号 “工事請負契約の変更について(阿蘇立野ダム仮設備ヤード拠点施設新築工事)”

閉会宣言

2. 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	辰 巳 和 美	8番	丸 野 健一郎
2番	岡 智 則	9番	桐 原 純 男
3番	坂 田 正 也	10番	工 藤 保 雄
4番	河 内 克 也	11番	笠 野 眞 喜
5番	市 原 恵 一	12番	橋 本 功
6番		13番	後 藤 征 昭
7番	今 村 竜 喜	14番	山 室 昭 憲

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	吉 良 清 一
副 村 長	児 玉 みどり
教 育 長	今 村 了 介
総 務 課 長	藤 本 哲 章
企画観光課長	野 口 幸 広
教育委員会事務局長	古 澤 太 介
建 設 課 長	笠 功 祐
会 計 課 長	下 田 朱 美
健康推進課長	園 田 秀 也
農 政 課 長	今 村 洋 一
住民福祉課長	高 宮 喜美男

税務課長	片島弘幸
水・環境課長	今村隆博
定住促進課長	梅田雄治
子育て支援課長	吉弘泰彦

5. 職務のため会議に出席した者の職・氏名

議会事務局長	桐原 恵
議会事務局主幹	長野 純 <u>也哉</u>

午前10時00分 開会

-----○-----

○議長 山室昭憲 おはようございます。定足数を満たしておりますので、ただいまから、令和7年第1回南阿蘇村議会臨時会を開会いたします。一同その場に起立をお願いします。礼。

おはようございます。御着席をお願いします。会議を始める前に議長からお願いを申し上げます。マスクの着用については、個人の判断に委ねます。発言される場合は、マスクを外し、マイクを使って御発言をお願いいたします。また、会議中の携帯電話については、御配慮をお願いいたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録指名委員議員は、会議規則第127条の規定により、9番桐原純男議員、10番工藤保雄議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長 山室昭憲 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

-----○-----

- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第1号 南阿蘇村一般職の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 南阿蘇村会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第7 議案第4号 “工事請負契約の変更について（阿蘇立野ダム仮設備ヤード拠点施設新築工事）”

○議長 山室昭憲 日程第3、提案理由の説明、日程第4、議案第1号、南阿蘇村一般職の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第7、議案第5号、工事請負契約の変更について、までを一括して議題といたします。それでは、提案理由の説明を村長に求めます。はい。村長。

○村長 吉良清一 おはようございます。本日の臨時会御苦労さまです。議員の皆さんにおかれましては、私を含め、今議会が最後の任期中の最後の議会となりますので、審議のほどよろしくお願いいたします。それではまず、上程議案の説明に入ります前に、本日上程を予定しておりました工事請負契約の締結につきましては、予定しておりました。契約相手方が業務履行が困難である。との理由により契約を辞退されたため、今回の上程は見送らせていただいております。なお、本件につきましては再度入札を行い、改めて上程させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは本日の上程議案について御説明申し上げます。本臨時会に上程しておりますのは、条例の一部改正が2件、令和6年度補正予算が1件、工事請負契約の変更が1件、以上4件となっております。御審議頂き、議決を頂きますようお願い申し上げます。それでは、各議案について御説明申し上げます。まず、条例の改正案件です。議案第1号、南阿蘇村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。本議案は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する法律が令和6年12月25日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため、その議決を求めるものであります。改正内容は、人事院勧告に準じて一般職については初任給及び若年層を主体に、職員の月例給を平均3%引き上げることに加え、令和6年12月期の期末勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引上げ、再任用職員についてはそれぞれ0.025月分引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。次に、議案第2号南阿蘇村会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部改正についてであります。本議案は、全議案同様、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員の給与に関する所要の改正を行うものであります。次は補正予算です。議案第3号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第6号についてであります。今回の補正予算は歳入歳出それぞれ6,385万円を増額し、総額を121億9,399万円とする補正予算であります。歳入補正内容につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、低所得者支援等給付金事業の追加により、国庫支出金を6,385万円の5万円増額するものであります。歳出の補正内容につきましては、民生費で、物価高騰に直面する低所得世帯の支援として、住民税非課税世帯へ3万円の給付事業の追加予算として5,585万円、また同じく民生費で、住民税非課税世帯への加算として、18歳以下の児童1人当たり2万円を給付する給付金事業800万円を追加上程しております。追加計上しております。次は契約案件です。議案第4号、工事請負契約の変更についてであります。本議案は、阿蘇立野ダム仮設備ヤード拠点施設新築工事請負契約の金額変更につきまして、議決を求めるものであります。主な変更内容は、浄化槽部

分の擁壁工、などの追加により、契約金額を増額するものであります。変更する契約の金額などは記載のとおりでございます。以上が提案理由の説明であります。御理解を頂き、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。以上で提案理由の説明を終わります。

- 議長 山室昭憲 発言の訂正をいたします。先ほど、議案名を議案第5号とは発言しましたけれども、議案第4号の誤りでした。訂正をいたします。

-----○-----

日程第4 議案第1号、南阿蘇村一般職の給与に関する条例等の一部を改正について

- 議長 山室昭憲 日程第4、議案第1号、南阿蘇村一般職の給与に関する条例等の一部を改正についてを議題といたし、質疑に入ります。質疑ありませんか。4番、河内議員。
- 4番 河内克也 4番、河内です。議案第1号、2号も関係いたしますが、質問いたします。今の説明で、給料表の改正で、月例給の引上げ、そしてもう一つの期末手当0.05、勤勉手当0.05、合わせて0.1、の引上げという内容は分かりました。そこで2点お尋ねします。最新のラスパイレス指数の最新の指数をお知らせください。それから、補正予算を見ますと、例えば月例給の引上げは、令和6年4月に遡及、遡ってなんですが、財源補正の要求はしてありません。財源についてお尋ねします。以上です。
- 議長 山室昭憲 総務課長。
- 藤本哲章総務課長 それではただいまの質問にお答えいたします。ラスパイレスですね、令和6年度は94.9%です。ちなみに令和5年、が95.7%ですので、0.8%下がっております。それと予算関係ですけれども、ベースアップ分につきましては、昨年12月に1,700万ほど補正をしております。その中で、国の条例改正ですね。国の条例改正を待ちまして、今回、この村の条例をですね、改正して提案しております。支給につきましては、2月に実施いたします。それと3月にですね、普通交付税として、この部分については国のほうから補助がございますので、以上申し上げておきおきます。以上です。
- 議長 山室昭憲 いいですか。ほかにございませんか。続いて討論を行います。討論はありませんか。まず反対の討論

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長 山室昭憲 ありませんね。賛成、はい、河内 4番河内議員。
- 4番 河内克也 前ですか。はい。4番河内です。議案第1号、そして2号も関係いたしますが、賛成の立場で討論いたします。今度の改正の特にポイントとしては、民間給与との格差是正、それから、優秀な人材の確保、そして物価高への対応等あります。当然のことですのでもちろん賛成いたしますが、ここ

で我々が押さえておかなければと思いますのは、給与と報酬違いますが、特別等報酬審議会、があります。村の各行政委員がおられますが、三つ、私の記憶では三つの委員以外で、引上げ全然あっておりません。合併後20年、特別報酬審議会も開かれておりません。是非ですね村長そこらも踏まえられて、特に物価高、物価高の中で、各委員さんの活動を考えたときに、是非そこらの審議をまずやっていただき最後にそのことを申し添えて、賛成の立場での討論を終わります。以上です。

○議長 山室昭憲 ほかに討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 これで討論を終わります。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第2号南阿蘇村会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部改正について

○議長 山室昭憲 日程第5、議案第2号南阿蘇村会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部改正についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第3号 令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第6号について

○議長 山室昭憲 日程第6、議案第3号、令和6年度南阿蘇村一般会計補正予算第6号についてを議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第4号 工事請負契約の変更について

○議長 山室昭憲 日程第7、議案第4号、工事請負契約の変更について、阿蘇立野ダム仮設備ヤード拠点施設新築工事を議題とし、質疑に入ります。質疑ありませんか。12番、笠野11番、笠野議員。

○11番 笠野眞喜 11番笠野です。さっき提案理由の説明で、浄化槽の擁壁とか置きましたが、浄化槽をつくるのに、擁壁がいるようなところに浄化槽をつくったのか、当初、浄化槽のつくりとか変わったのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長 山室昭憲 野口課長。

○野口幸広企画観光課長 ただいまの質問にお答えします。本工事における浄化槽工事は掘削方法ではなく、立野ダム、建設工事に岩盤が多く見うけ身請けられましたので立野ダム仮設備ヤードの掘削跡地を利用した片側埋め戻し施工としておりました。しかし近年集中豪雨等が見うけ身請けられますので、埋め戻し後の法面、南側のですね土砂を流出、流出を防止するためL型擁壁の設置工事を追加したものです。

○議長 山室昭憲 11番笠野議員。

○11番 笠野眞喜 はい。11番笠野です。ということは南側の盛土部分に擁壁をして浄化槽をつくったということですか。はい。ということは、大体辺は溶岩債で岩盤が出るということは大体分かったってね、その辺のやっぱり工場発注されるときとか調査されるときに、やっぱり事前に調査されておくと、こういう増額問題とかもなかったと思います。今後ですね、そういう発注をされるときには、しっかりと調査設計をされていきたいと思えます。終わります。

○議長 山室昭憲 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 討論なしと認めます。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

○議長 山室昭憲 全員賛成により、本案は原案どおり可決されました。お諮り

します。本臨時会中、誤読によるもの及び議決の結果、その条項字句、数字等の整理、訂正を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定によりまして、議長に委任していただきたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 山室昭憲 異議なしと認めます。したがって、条項字句、数字等の整理訂正は議長に委任することに決定をいたしました。これで、本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。会議規則第8条の規定により、令和7年第1回南阿蘇村議会臨時会を閉会いたします。

一同その場に御起立をお願いします。

礼。

-----○-----

午前10時18分 閉会